

議

長 休憩を解いて再開します。

(11時05分)

日程第2「議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和2年12月11日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、12月8日、11日に委員6名中全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された「議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例等の一部を改正する条例について説明を求め、質疑を行って審査しました。

松田町公園条例の一部改正については、西平畑公園の入園料の創設は認めるが、提案の金額ではなく上限を「18歳以上300円、6歳以上18歳未満100円」として、新たに備考として「まつだ桜まつり期間に限る。」とする。

また、松田町西平畑公園管理交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、条例名称及び本文の施設名称を「松田町子どもの館」に変更することは認める。

附則を除き、上記以外は審議不十分のため、削除する修正を行ったが、町長の再提案を求める。

少しこの別紙のところがややこしいんですが、お手持ちの新旧対照表のほうで説明をしたいと思います。今、文章のほうで言いましたとおり、要するに直しているところは、西平畑公園の入園料というその創設と、金額を提案から直しました。それについてはお手持ちの資料の7ページ、新旧対照表のほうを見ていただくと、改正案のほうの左上の表、これが金額のところ、上の段から

500円、次が300円、ここが300円と100円というふうに修正しました。そしてその下に備考「まつだ桜まつり期間に限る」というふうに入れます。

そしてその下の表に関しましては、これは鉄道と駐車場のことなんですけれども、これは旧の表の別表第2と書いてある表なんです、ここの金額のまま、現行と同じとします。なので左側の別表3になっているところは、これがカットになります。

それから、次の8ページのところを開けていただくと、これは左側の改正案全部削除です。9ページも削除です。そして同じく10ページ、11ページも削除です。そして同じく12ページ、13ページも削除です。今言ってるのは改正案の欄削除ですね。

そして15ページなんですけれども、これが今言った松田町西平畑公園管理交流施設に関する条例なんです、この今言ったこの施設名、これが町民がよく言っている子どもの館という施設なんです。なので、この条例名の中の施設名も、それから本文中の中の施設名も「子どもの館」というふうに修正するという意味です。

また15ページの新旧対照表の6条、7条、8条ですね。これは削除となります。そして、そうですね、要するに名前を変えただけなので、提案にあった入館料、こういったものが削除になっています。したがって本文中の17ページの第20条の第2項の下から2行目の「入館料又は」って書いてあるここの「入館料又は」も、ちょうど下線がある部分です、これが削られます。それから18ページなんです、18ページ、19ページにわたる表なんです、別表第1のところです。入館料のところなんですけれども、これは削除になります。そしてその下にある、使用料のところなんですけれども、これが右側の現行の表の金額と同じになります。つまり上から300円、100円、400円というふうになります。

以下、松田町自然館の条例、これも改正案のほう削除です。20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、そして最後のページ、24ページ左側が削除です。

以上を報告させていただきます。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

1 番 唐 澤 この報告書のときの委員会にちょっと傍聴で参加できなかったので、確認させていただきたいことが3点ほどあります。

1点目が18歳以上300円、6歳以上18歳未満100円というところの金額設定ですね。こちらの積算の根拠がまず教えてほしいです。

2点目が、まつだ桜まつり期間に限る。このように設定をした法的根拠といえますか、ベースとなっている何かあれば教えてください。

3点目、上記以外は審議不十分のため削除するという事なんですけど。付託されて審議が不十分というのはちょっと何とっていいのかなという印象があるんですが、審議不十分となって削除した理由を知りたいので教えてください。以上です。

議 長 はい、委員会のほうの方は。

4 番 平 野 まず、なぜこの300円、100円にしたかということなんですけれども。これに関しましては、逆に500円、それから300円という提案の金額が、やはりこれが高すぎるんじゃないかという議論をしてきました。いろいろな資料、やはり町側からも用意されてきたんですけれども。町側の説明は、もちろん数字的なところとか、説明としてはみんな理解したんだと思うんですけれども、計算の経費の中に、ここまで入れていいのかとか、そういった議論もありまして、やはり委員の中には、町側が提案した経費を全部それは経費として考えるわけにはいかないと。それはまつりだけではなくて、通常の公園のための維持費に関わるところで、そこを入れすぎているというような解釈だったと思います。それでこの町側の提案500円、300円が認められなかったというような経緯があります。ちょっと皆さん、補足するべきとこしてください。

そして桜まつりに限るところなんですけど、これもちょっと議論は、私はちょっと言いたかったんですけど、ちょっと委員長なんであんまり意見が言えなかったんですけれども。もともとイベントに限るというような限定はされていたところなんですけど、それを桜まつりというふうに限ってしまったというところは、やはり委員の中では桜まつり以外のイベントは想定できないというような意見だったと思います。

また、3つ目の審議不十分のためということなのですが、付託されているのになぜかと言われると、本当にふがいないんですけれども。これ、12月の11日の委員会報告です。そして12月8日、11日、2回やったということで。議案が提案されたのも8日。このときは、皆さんも思い出していただきたいんですが、前回9月に否決したことによって、関係者からの陳情があつて、そしてまた意見交換会もあつて、それを踏まえてからの出来事だったということで、とにかくこれは急いで審査をしなくてはいけないという状況でした。ぎりぎりこの日までだったら、ここを認めれば、つまり入園料を認めれば何とか桜まつりには間に合うのではないかという、委員会としてはそういうふうな議論をしました。そして、その日に答えを出さなければもう全然間に合わなくなるというところで、じゃあほかの部分はどうしようかということだったんですが。御存じのとおり、半年以上、1年近く、12月の時点では半年以上という感じですかね、抱えてきた懸案でした。なので、全く議論ができてなかったわけではないんです、この部分もね。何回かこういったその他の部分という部分に言及もあり、説明を呼んでからの説明、質問もあつて、皆さんそれぞれ考えるところは委員の中ではあつたと思うんですが、結論を出すまでにはやはり至っていなかったというのが、そのときの実情です。それでこういうふうな書き方をするとこういうふうな結論になりました。皆さん、もし何か補足があれば。

- 5 番 田 代 先ほど平野委員長から報告ありましたけれども、私なりの解釈で御説明をさせていただきますと思います。まず唐澤議員、1点目の御質問、入園料300円、100円。この根拠ということで御説明させていただきます。基本的には公園というのは、一般の方に広く開放するもの。それに対してお金を取る場合は、受益者負担の原則というのがあります。基本的な考えとして、西平畑公園、いつでも誰でもが自由に利用できます。ただし、桜まつり期間中は臨時駐車場を整備したりだとか、ガードマン整備したりだとか、いろんな宣伝で、職員も出ます。いろんな関係で特需みたいなもので、すごいお金がかかります。そのかかる部分について受益者負担の原則で、大人300円、子供100円頂いたらいいのではないかとということで、この金額にしました。基本的にはそのときにかかる、

桜まつりにかかる実費に近い額を頂こうということで、この改定にさせていただきました。これについては積算根拠、いろんな資料を事務方から出していただいて議論した結果、こうなりました。

次に２点目の桜まつり期間中。原案では、町長の提出された原案では、入園料500円と、あと桜まつり期間中というよりも、減免規定というのがありました。ですから桜まつりに限ってないです。必要であれば上限500円で入園料取れる。期間についても町長が必要と認めるときに減免できると。先ほどお話ししたように、我々は桜まつりの期間中だよというふうなことで議論させていただいた関係で、こういった表現を加えさせていただいております。

最後の３番目なんですけれども、これについては唐澤議員も記憶あると思うんですけれども、このあれは12月定例会の最終日に町長から再議で出されました。その前に陳情があって、300円で認めてくれよと、入園料にしてほしいと、そういう要望があって、まだこの時点では間に合うんだらうと。桜まつりのポスターとかいろんな宣伝に、入園料、協力金から入園料に変えられるだらうということで、議会としては一番大事な要点だけを即決したと。即決というか、この委員会で絞り込んで議論したということが一つあります。

それとあと審議不十分というのは、その前に一度かなりの長い期間、半年ほど行いました。そのときに一点一点議論したんですけれども、一番大きいことはやはり執行者側と見解の違いはあったんですけれども、４本の条例を１本にして分かりやすくすべきだというのが大前提にありました。その中で、もう本当に大きいボリュームだったので、一個一個ある程度答えは出したんですけれども、それを全てうちの議会のほうで修正議決すべきものではないだらうと。早急にやるべきことはこの入園料は修正しますよと。それ以外はもう一度提出してくださいよと、このような意味がありまして、こういう表現にさせていただきました。以上です。

1 番 唐 澤 御丁寧に回答ありがとうございました。この３番目のところですね。審議不十分という言葉がちょっとはてなと思ったところの流れ、経緯ということが確認されましたので。あとそのほかの２点ですね。２点は委員会のほうでも説明

されていて、私もそのときは傍聴していたので、今の説明でも十分理解はできました。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

異議なしと認めます。討論に入ります。

4 番 平 野 賛成討論なので、反対討論があれば先に。

議 長 反対討論の方はいますか。

(「ありません」の声あり)

それではお願いします。

4 番 平 野 議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

まず最初に、私は産業厚生常任委員会委員長として審査をし、先ほど修正可決を報告させていただきましたが、委員長は委員会採決では意見を表決していないこともあり、ここで発言させていただきます。

この委員会審査時点の一番の争点は入園料でした。これまで桜まつり実行委員会が協力金として徴収してきたものを、条例の中で入園料としてしっかり位置づけること、これは関係者からの陳情や意見交換も含め、委員会は承認いたしました。その金額について、町からの提案であった大人500円、子供300円という上限額をそれぞれ300円、100円に修正して可決しました。提案は上限額という記述で、実際にはいきなり上限では徴収するわけではなくて、集客が見込める金額を考えて実施するとの説明も受けましたが、承認とならなかったのは残念ではありました。しかし、受益者負担のあり方を重視して、先ほど説明したように慎重に議論をした結果ですので、委員会報告を尊重いたします。「西平畑公園管理交流施設」という条例中の名称を、町民にもなじんだ「子どもの館」と変更することは、もとより私も賛成でした。今回の委員会報告では、これら以外の部分、審議不十分のため削除しましたが、さらに議論をすべきという姿勢を示しております。

この議案は西平畑公園の様々な施設に関するもので、非常にボリュームがあ

りました。産業厚生常任委員会では議案上程前から含めると、今の時点ではもう1年近く関わってきたことになりますが、いまだ議論し尽くした感覚になかなか到達しておりません。従来のあり方は否定せず、生かしきれていないポランシャリティーを生かし、持続可能なものとして運営していくという大きな方向性は、委員の多くも理解していると思います。しかし、成り立ちや目的、運営方法などが違う施設について、委員それぞれの考え方も違っていて、それらをまとめて審査することに難しさも正直感じておりました。しかし、今回委員会が修正可決したことで、ようやく一歩踏み出せたのではないかと思います。今後、より前向きで丁寧な議論に期待し、この委員会報告に賛成とさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり…(発言を求める声あり)

6 番 井 上 今、除く部分と言われましたけれども、先ほどの委員長報告の中では、それ以外は全部削るということでしたので、残っている部分はないと思うんですけども。その考え方についてはいかがでしょうか。

議 長 附則の部分があるんですね。

6 番 井 上 附則は、委員長報告の中で…。

4 番 平 野 附則を除いてというふうに報告をしています。附則は生きるということです。

議 長 そうですね、だから、この部分だけです。

- 4 番 平 野      これが原案になる。
- 議 長            よろしいですか。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。（私語あり）修正部分ですね、それを除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。要するに…。
- 5 番 田 代      もう一度、附則をどうするかというのを付け加えたほうが分かりやすいですよ。
- 議 長            そうですね、附則の部分です。附則が残っていますので、その部分について賛成かどうかということです。
- 6 番 井 上      もう一回ちょっと確認しますが、議案第65号の附則ですよね。公布の日から施行するになってますけれども、この附則を残すこと自体にどういうふうに考えればいいのかを再度お願いします。
- 4 番 平 野      修正したところです。
- 6 番 井 上      そういう意味。修正した部分だけは残すと。（私語あり）
- 議 長            局長のほうから説明を。
- 議 会 事 務 局 長    じゃあ、すみません。今、附則と申し上げましたけれども、3条、子どもの館の部分が残ります。子どもの館に名称を変えるというところも残ります。と、附則の部分が残りますので、それを修正部分を除いた原案として認めるかどうかというのを採決をお願いいたします。
- 議 長            よろしいでしょうか。
- 議 会 事 務 局 長    残る原案は3条の子どもの館に直すところが原案として残るということでございますので、これを可決とするか否決とするかということでございます。
- 議 長            じゃあ、もう一回言いますね。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
- 起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。
- 議 長            暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後は1時より再開いたします。
- （11時30分）